第

799

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 4月 4日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[©]シルバー人材センターからの報酬

Q:私は、今年から市のシルバー人材センターに登録し、ここから提供された仕事をして報酬を受けています。この報酬は給与所得になるのでしょうか。

A:給与所得ではなく、事業所得又は雑所 得になると思われます。

【解説】

シルバー人材センターと登録された会員との間には直接の雇用関係はなく、登録された会員は、シルバー人材センターが引き受けた 仕事を請負又は委任の形式によって提供を受け、行った仕事の内容と就業の実績に応じて報酬を受ける、という関係にあります。

したがって、シルバー人材センターから受ける報酬は、給与所得ではなく、事業所得又は雑所得になるものと思われます。

なお、所得金額の計算に当たっては「家内 労働者等の事業所得等の所得計算の特例」が 適用されます。

この「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」は、家内労働者等の事業所得又は維所得の金額の計算上必要経費に算入する金額について、原則として65万円の最低保障をするというもので、特定の者に対して継続して役務の提供を行うことを業務とする者が対象になります。

ご質問の場合は、シルバー人材センターに対して継続して人的役務の提供を行うことを業務としていることになりますので、この特例が適用されます。







